

# 〇〇〇土地改良区

## 土地改良区体制強化基本計画

### 目 次

	頁
1 土地改良区の概要 .....	
2 施設管理強化に関する事項 .....	
3 財務管理強化に関する事項 .....	
4 受益農地管理強化に関する事項 .....	
5 統合整備強化に関する事項 .....	
6 研修・人材育成に関する事項 .....	
7 その他必要な事項 .....	

# 1 土地改良区の概要

地区面積	ha (内訳) 田 ha 畑 ha その他 ha				
組合員数	人				
役員数	理事 人 (うち員外 人) 監事 人 (うち員外 人)				
職員数	事務系 人 (うち専任 人、兼任 人) 技術系 人 (うち専任 人、兼任 人) 合計 人 (うち専任 人、兼任 人)				
財政規模	平成 年度 一般会計 収入 千円 支出 千円 (うち次年度繰越金 千円) 特別会計 (決済金 ) 収入 千円 支出 千円 (うち次年度繰越金 千円) (職員退職給与金) 収入 千円 支出 千円 (うち次年度繰越金 千円) (太陽光発電施設 収入 千円 管理運用) 支出 千円 (うち次年度繰越金 千円)				
関係市町村名	北栄町				
実施した主な 土地改良事業	事業名	受益面積	工期	事業費	備考
	県営 畑地かんがい事業	} ha	S27～S39	千円	
	団体営 畑地かんがい事業		S31～S40	千円	
	県営 ほ場整備事業	} ha	S42～S50	千円	
	県営 地区ほ場整備事業		S47～S57	千円	
	県営 かんがい排水事業	.0ha	S55～H3	千円	
	県営畑地帯総合整備事業 地区	ha	H12～H18	千円	
	県営畑地帯総合整備事業 地区	ha	H13～H18	千円	
県営畑地帯総合整備事業 条地区	ha	H14～H20	千円		

### 3 財務管理強化に関する事項

#### (1) 財務管理強化に係る基本方針

複式簿記会計の導入により、財務管理強化を図るものとする。

#### (2) 複式簿記会計導入計画

① 土地改良区事業別区分	国営関連 ・ <u>県営・機構営関連</u> ・ その他	② 複式簿記会計導入の有無	有 ・ <u>無</u>
③ (②で無の場合) 導入予定の有無	<u>有</u> (本格導入) ・ 有(補完的導入) ・ 無	④ (③で有の場合) 導入予定年度	平成 年度導入予定
⑤ 簿記・会計関係の資格取得職員	日商簿記 3級 2人 2級 1人	全商簿記 級 人	その他資格 2級ワープロ技士 2級表計算技士
⑥ 特記事項			

#### (3) 外部監査導入計画

① 国営関連土地改良区該当の有無	有 ・ 無	② 外部監査導入の有無	有 ・ 無
③ (②で無の場合) 導入予定の有無	有 ・ 無	④ (③で有の場合) 導入予定年度	平成 年度導入予定
⑤ 特記事項			



## 4 受益農地管理強化に関する事項

### (1) 農地利用等計画

① 地区内農用地の利用構成	田	ha	畑	ha	その他	ha	合計	ha
② 耕作放棄地 【達成目標年度：平成 年度】	田	ha	畑	ha	その他	ha	合計	ha
		ha		ha		ha		
③ 担い手農家の農地利用 (①の内数) (担い手農家が占める割合=担い手への農地集積率) 【達成目標年度：平成 年度】	田	ha ( ) %	畑	ha ( ) %	その他	ha ( ) %	合計	ha ( ) %
		ha ( ) %		ha ( ) %		ha ( ) %		ha ( ) %
④ 地区内の担い手農家数 【達成目標年度：平成 年度】	戸		左のうち法人数		1法人			
	戸		左のうち法人数		法人			
⑤ 農地中間管理機構に対する農地貸付 【達成目標年度：平成 年度】	貸付面積	ha	貸付設定年月	平成 年 月 日				
		ha		平成 年 月 日				
⑥ 農業経営基盤強化促進法第18条5項に基づく農用地 利用集積計画の作成申出	作成申出予定年月日			平成 年 月 日				
	計画作成予定年月日			平成 年 月 日				
⑦ 換地処分遅延地区 【達成目標年度：平成 年度】	遅延地区数	地区		遅延理由				
		地区						
⑧ 換地術者育成 【達成目標年度：平成 年度】	土地改良換地士		名	土地改良換地士以外の換地技術者				名
			名					名

### (2) 所有者の所在不明等農地対応計画

所有者或いは組合員の所在が不明な場合は、組合員名簿に記載のある住所地の市区町村役場より戸籍謄本や住民票を取り寄せ、本人や相続関係者へ連絡を取り、賦課金納付のお願いをしている。

## 6 研修・人材育成

### (1) 研修・人材育成に係る基本方針

#### ○ 土地改良施設の維持管理に関する研修

本土地改良区は頭首工、揚水機等の土地改良施設を管理しているが、これらの施設の老朽化が課題となっている。これらの課題に対応し、的確かつ効率的な保全管理を推進するためには、日常管理における点検、操作等及び点検結果に基づく定期的な整備補修等を適切に実施するために必要な基礎的、専門的知識を習得する必要がある。このため、連合会等が主催する土地改良施設の維持管理に関する研修に職員を派遣し、必要な知識の習得に努めることとする。

#### ○ 会計・複式簿記研修

財務状況の明確化・透明化を図るため、平成 年度より複式簿記を導入することから、役職員がこれらの基礎的な知識と実務を習得するため、連合会主催の研修会等に参加する。

#### ○ コンプライアンス研修

不祥事や各種ハラスメントの防止、個人情報保護など、役職員がそれぞれの立場に応じたコンプライアンスを身につけるため、県や連合会主催の研修会に参加する。

## 7 その他必要な事項

○多面的機能支払の広域化に関して、 ○○○の状況を見ながら対応していく事としている。